

こころをつなぐ 想いをつなぐ

まどか

円満相続
情報マガジン

2022年4月吉日発行
発行者 一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

「生命保険契約照会制度」がはじまりました

今回は2021年7月からはじまった「生命保険契約照会制度」についてお話します。

■何がどれくらい？財産状況が分からないご相続で起きること

皆さんは将来のご相続をふまえ、ご家族に財産状況を伝えてありますか？ご相続が発生した際にご家族が財産を把握しておらず、遺言書やエンディングノートといったものは見当たらない、財産が分かる書類の保管場所も分からないといったケースは意外と多いです。残されたご家族は、家の中に金融機関や証券会社、保険会社からの郵便物といった、手がかりとなる書類がないか探す作業からはじめることになります。

相続税の申告が必要な場合は期限もありますので、探す作業に時間がかかり手続きになかなか着手できないという事態は避けたいところです。また生命保険については、証券等が見つからずに保険金を受け取り損ねることもあり得るでしょう。

■「生命保険契約照会制度」では何ができる？

今回始まった「生命保険契約照会制度」では、生命保険協会に照会をかけると、生命保険各社の契約有無の回答をまとめてもらうことができます。利用料は1回の照会あたり3,000円です。

制度を利用する

契約の存在が分からない場合は、生命保険協会に契約の有無の照会を行います。



※利用料は1照会当たり3,000円（税込）です。加えて、確認書類として「戸籍」や「協会所定の診断書」等の提出を求めるため、別途ご準備いただく必要があります。なお、災害時は利用料や書類の提出は求めません。

（一般社団法人生命保険協会
「生命保険契約照会制度」ポスターより抜粋）

■注意したいのは、照会できるのは亡くなった方名義の契約に限られること

例えば保険料は亡くなった親が支払っていたけれど、保険の契約者は子供であった場合。今回の制度で照会できるのは亡くなられた方名義の契約が対象ですので、子供名義の契約は照会できません。制度利用によっても契約の存在が知られないままとなってしまいます。

■作っておきたい財産のリスト

いくら便利な制度ができていなくてもなかなか万能とはいきませんので、やはり相続の準備は大切です。財産のリストを作成したうえで、預貯金口座をまとめたり、株式や投資信託は程々にしたりといった財産の整理もしておきたいですね。

（財産リスト作成のポイント）

- ①何がどれくらいあるのか、ご家族が分かるようにしておくことが大切
- ②相続税の申告といった期限がある手続きが必要か確認
- ③財産リストができたら、遺言書の作成もしておきましょう

（レインボーニュース2021年9月号掲載）

こころをつなぐ 想いをつなぐ

円満相続情報マガジン

「まどか」2022年春臨時号

著者 一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター
発行責任者 代表理事 高田 茂
編集責任者 古丸 志保
発行所 一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

コロナ禍での税務調査はどう変わった？ ～注意をしたい相続税～

皆さんは税務調査をご存知ですか？税務調査とは、納税者の申告内容が正確なものか税務署が調査を行うことをいいます。例年、税務調査は9月頃から年末にかけて本格化しますが、コロナウイルス感染拡大の影響により、税務調査の様子も変わってきているようです。

■コロナ禍で変わってきた税務調査

国税庁がまとめた「令和元事務年度における相続税の調査等の状況」によると、2019年度に行われた相続税の実地調査件数は1万635件、前年度に比べ件数は14.7%減っていますが、税務調査1件当たりの追徴税額は641万円と、12.8%増加しています。

コロナウイルス感染防止の観点から、税務署も調査時期を限定したり、対面での実地調査の時間を短縮したりと対策を講じています。調査を限られた時間でより効率よく行う必要があることから、多くの税金を追徴課税できる先を慎重に洗い出し、絞り込んだ先の調査に専念している可能性があると言われていています。税金の中でも相続税は申告漏れ等により多額の追徴課税をできる可能性が高いため、特に注意をしたいところです。

■相続税の税務調査 ～申告漏れが多い財産は？～

令和元年では、申告漏れ相続財産のうち預貯金と有価証券が全体の43.9%を占めています。中でも特に次の①②のケースが多いようです。

①贈与で受け取った財産を、相続財産に

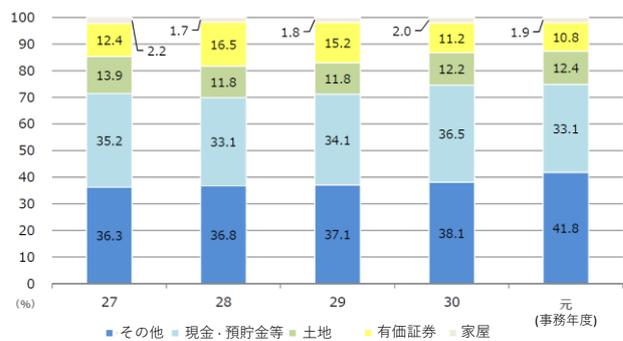
加算していない

相続開始前3年以内の贈与や、
相続時精算課税制度を利用した贈与等

②名義預金・名義株

口座名義は子供でも実際には被相続人に
あたる親が管理している預金等

2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



国税庁「令和元事務年度における相続税の調査等の状況」より抜粋

相続税の実地調査では被相続人だけでなくご家族の預金口座を、金融機関から情報を入手して調べる銀行調査をほとんどの案件で行っているようです。コロナ禍では対面での調査の効率をふまえ、入念に調べから調査に入っていることも考えられます。

もし相続発生前に大きな金額の出金があるようなら、税務署から用途を聞かれる可能性を考えておいた方が良いでしょう。少なくとも過去3年、状況によっては5～7年間の高額の出金が、例えば被相続人の生活費や医療費として使ったものなら、用途を説明できる領収書等を保管しておくことで安心です。

相続時精算課税制度の利用は慎重に ～必ず「非課税」にはならない？～

年末は贈与を検討される方が増える時期ですが、2,500万円まで贈与税が非課税となる「相続時精算課税制度」をご存知でしょうか。

■「相続時精算課税制度」とは？

毎年110万円までは贈与税がかからない普通の贈与(暦年贈与)は多くの方がご存知でしょう。今回お話しする「相続時精算課税制度」では、贈与する側1人につき2,500万円まで贈与税がかかりません。この制度の利用にあたっては、贈与する側は原則60歳以上の父母や祖父母、贈与を受ける側は20歳以上の子や孫であることが条件となります。

■「相続時精算課税制度」を利用する際の注意点2つ

- ①贈与税の申告と相続時精算課税選択届出の提出を忘れずに行いましょう。
- ②いったんこの制度を選ぶと、同じ人からの贈与では暦年贈与の110万円の非課税枠は使えなくなります。例えばこの制度を利用して1,000万円の贈与をしたら、翌年以降は110万円の非課税枠はなくなるということです。相続時精算課税制度は、コツコツと時間をかけて贈与をしていきたい方には向いていませんので、慎重に判断しましょう。

■「2,500万円まで非課税」といっても、必ず節税とはならない

特に注意をしたいのは、贈与した人が亡くなったときに相続税がかかる場合です。相続時精算課税制度は、贈与時には非課税だった財産も、相続時には相続財産に含めて計算をします。「相続時に精算して課税する制度」という名前の通り、税金の支払いを先送りする制度といえます。「非課税と思っていたのに、相続時にかえって税金の負担が増えてしまった」という事態もあり得ます。

そのためこの制度を利用する際は、まずは相続税がかかるかの確認からはじめましょう。専門家への相談をお勧めしますが、見落としがちなポイントを3つご紹介します。

- ①値下がり見込みの財産の贈与は控える
相続税を計算する際に、贈与財産は贈与した時の時価で計算されます。相続時に値上がりしていれば実質的に節税できることとなりますが、値下がりの場合は逆効果です。
- ②小規模宅地等の特例は使えない
実家の不動産や事業用の不動産を相続する際は、一定条件をクリアできると評価額を大幅に減額できる小規模宅地等の特例という優遇措置があります。大きな節税効果も見込めますが、贈与した財産についてはこの特例が使えない点も注意しましょう。
- ③孫への贈与は相続税が2割加算
冒頭の利用条件にも記載した通り孫への贈与にも適用可能ですが、代襲相続人ではない孫への贈与は相続税が2割加算されます。

また、贈与をした人が亡くなった後に、相続人がお互いに知らない贈与があったことを知ると、遺産分割の話し合いがうまく進まなくなることもあります。相続では税金だけではなく、ご家族の気持ちへの配慮も大切ですね。



(Information)

無料相談会・WEBセミナー開催のお知らせ

コロナウィルス対策で外出を控えたいお客様へ おうちで相続相談



- ・コロナウィルス対策で、なるべく外出したくない！
 - ・日中は仕事があり、相談をしに行く時間がない！
- こういったご相談にお応えするために、弊社では電話やテレビ電話を使って、
ご自宅から出ることなく相続の相談ができるサービス

「おうちで相続相談」を実施しています

すでにご相続が発生されている場合は、ご相談はお早めに。
相続には期限のある手続きがあります。
初回のご相談は無料ですので、ぜひお気軽にご相談ください。
まずはお電話を！

お問い合わせはお電話で

☎048-711-9183

10:00~17:30 (水曜定休)



次回WEBセミナー 開催予定

相続学校 初級講座「相続のきほん」

第1講座 2022年 5月14日(土) 13時30分~14時30分

第2講座 2022年 5月28日(土) 13時30分~14時30分

講師:相続学校さいたま校 古丸 志保

相続で知っておきたいポイント、今からできる相続の準備や相続発生後の手続きについて等。
相続についてはじめて学ぶ方のオンライン講座です。

～相続学校ってどんな学校？～

「円満かつ円滑な相続」をテーマにした、どなたでも参加できる講座です。相続の正しい知識と、相続でもめないための知恵を、相続実務のプロからしっかり学ぶことができます。

《50歳になったら相続学校 さいたま校 運営・事務局：株式会社大和不動産》

お問い合わせはお電話で

☎0120-954-406 10:00~17:30 (水曜定休)

WEBからのご予約
はこちら →



相続・不動産のお悩み解決のワンストップサービスを提供する、“一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター”。「相続が発生したけれど何から手を付けていいのかわからない」、「どんな専門家が必要なの?」、「相続対策、何をすべき?」などお困りの方、まずは私たちへご相談下さい。相続・不動産専門のコーディネーターが、問題解決までしっかりサポートいたします!

お気軽にご相談・お問い合わせください♪



無料相談は随時承っております!

お問い合わせ・ご相談・面談のご予約は
下記までお気軽にご連絡ください♪

一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

住所 さいたま市浦和区高砂一丁目2番1号
エイパックスタワー浦和オフィス西館307

受付時間 10:00~17:30 (水曜定休)

電話 048-711-9183

FAX 048-711-9151

<https://www.saitama-souzoku.jp/>

事務所は浦和駅西口
徒歩3分

